

建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議 運営要領

令和 6 年 11 月 ○ 日
建築物のライフサイクルカーボン削減
に関する関係省庁連絡会議議長決定案

建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）の運営については、この運営要領に定めるところによるものとする。

1. 連絡会議は、原則として非公開で行うこととする。
2. 連絡会議の議事要旨は、原則として公開とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。
3. 連絡会議で配布された資料は、原則として公開とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。